

資料4

審查委員會設置要領

【資料4－1】

令和8年度広報紙等による情報発信事業業務委託企画提案審査委員会設置要領

(設置及び所掌事務)

第1条 令和8年度広報紙等による情報発信事業業務委託企画提案業務に関する企画提案競技（以下「企画提案競技」という。）の審査及び受託候補者の選定のため、令和8年度広報紙等による情報発信事業業務委託企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査委員会は、次の委員3名をもって構成する。

- (1) 秋田県総務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）
- (2) 秋田県職員以外の有識者（以下「外部有識者」という。）
- (3) 上記（2）以外で広報広聴課長が指名する者

2 外部有識者は、広報広聴課長が指名する。

(運営)

第3条 審査委員会に委員長を置き、委員長は広報広聴課長とする。

- 2 委員長は審査委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 審査委員会の事務局は、広報広聴課に置く。

(会議)

第4条 審査委員会の招集は、広報広聴課長が行う。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 3 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。なお、各委員の指名により、代理出席を認める。
- 4 審査委員会の会議は、非公開とする。
- 5 委員長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審査の実施方法及び基準等)

第5条 審査は、企画提案書及び見本作品によるプレゼンテーションにより実施する。

- 2 審査は、別に定める審査基準に基づき評価し、企画提案競技に参加した者の中から受託候補者1名を選定する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年1月5日から施行する。